

# LE VENT

ル・ヴァン

VOL.3

## テーマ「北海道農業と行政書士」

<特別対談>

農業への思い 北海道への思い

JA北海道中央会 代表理事会長 小野寺 俊幸氏

北海道行政書士会 会長 宮元 仁

| 特殊車両通行許可制度について

| 農耕用トラクタの特車研修を受講して

| 農地法について

| 森林の土地と農地の相続について

| 農業分野業務と行政書士!

| 今、スマート農業がアツい!

| 自然を相手にする農家の方々を支えて

| 地域ブランド～地理的表示の保護～

| 未来の農業は頼もしい!!

| 学校法人 八紘学園 北海道農業専門学校

～農業のミライは、ここから始まる。～

| GAPを知っていますか?



北海道行政書士会



# LE ル・ヴァン VENT VOL.3 — 〈目次〉

- p03 | LE VENT vol.3 内容ご紹介  
北海道農業と行政書士
- p16 | 今、スマート農業がアツい！  
札幌支部 中島 北斗
- p04 | <特別対談>  
農業への思い 北海道への思い  
p07 | JA北海道中央会 代表理事会長 小野寺 俊幸氏  
北海道行政書士会 会長 宮元 仁
- p20 | 自然を相手にする  
農家の方々を支えて  
p21
- p08 | 特殊車両通行許可制度について  
p09
- p22 | 地域ブランド  
～地理的表示の保護～  
p23
- p08 | 農耕用トラクタの  
特車研修を受講して
- p24 | 未来の農業は頼もしい!!  
p25
- p10 | 農地法について  
p12 | 十勝支部 医王田 勝美
- p26 | 学校法人 八紘学園 北海道農業専門学校  
～農業のミライは、ここから始まる。～
- p13 | 森林の土地と農地の  
相続について
- p14 | 農業分野業務と行政書士!  
p15 | 札幌支部 江谷 清和
- p27 | GAPを知っていますか?

行政書士制度の周知のため、取材先の企業様にご協力いただきました。



## 「北海道農業と行政書士」

北海道行政書士会 対外広報推進委員会 委員長 森武 一雄

北海道は、全国の耕地面積の約4分の1を有し、大規模な農地、冷涼な気候などの条件を生かして、安全安心な農業を行っています。

また、その耕地面積の大きさを生かし、稲作、畑作、酪農を中心に展開され、農畜産物の生産量は全国No.1を誇り、日本の食料安全保障を支える重要な役割を担っています。

さて、今回の「Le vent」3号では、そのような重要な役割を担っている農業と行政書士との関わりについて特集を組みました。

JA北海道中央会の小野寺俊幸会長と北海道行政書士会会長宮元仁との対談、農地の手続き・特殊車両通行許可などの農業を行う上での各種の許可の制度、行政書士の農業分野での体験談など農業分野と行政書士との関わりについて記事を載せています。

ぜひ、ご覧いただき何か困ったことがあったらお近くの行政書士にお気軽に相談してもらえれば幸いです。



テーマ

# 「農業への思い 北海道への思い」

JA北海道中央会 代表理事会長

小野寺 俊幸 氏

北海道行政書士会 会長

宮元 仁

北海道行政書士会の対外広報誌LE VENT第3号のテーマが「農業」ということで、JA北海道中央会代表理事会長 小野寺俊幸氏と、北海道行政書士会会長 宮元 仁の対談が実現し、北海道農業に関する貴重なお話をお伺いすることが出来ました。

## おの でのら としゆき 小野寺 俊幸氏 Profile

1951年生まれ。常呂郡常呂町（現北見市）出身  
北海道立農業講習所（現道立農業大学校）卒業後、実家で就農  
2000年 常呂町農業協同組合代表理事組合長  
2004年 北海道農業開発公社理事  
2008年 JA北海道厚生連理事・JA北海道信連経営管理委員  
2011年 ホクレン監事  
2017年 JA北海道中央会副会長。  
2020年6月より現職



宮元 本日は貴重なお時間をいただきありがとうございます。北海道農業について、小野寺会長にお話を伺ってまいりたいと思います。まず、北海道の農業ならではの、他の地域にはない強みについてお聞かせください。

## 【北海道農業の強み】

小野寺 北海道は、114万ヘクタールという広大な農地のもと、冷涼な気候、豊富な水と空気に恵まれ、クリーンな環境で農業生産が行われております。品目についても、米・畑作・野菜・果樹・酪農・畜産など極めて多岐にわたっており、特に畑作については、小麦・豆類・馬鈴しょ・てん菜を主力とした、「輪作」という北海道独自の生産体系が定着しています。中でも白色3つ「米・牛乳・砂糖」の生産は、北海道農業の屋台骨であり、今や道民の8割がその消費を支える「北海道米」は、長い年月にわたって幾度の品種改良を重ねながら、最上級ランクである「特A」に選定されるまでになりました。また、北海道は65歳以上の農業者数の割合が、都府県と比較して少なく、若手農業者が活躍しているという点も、大きな強みと言えます。さらに化学肥料や化学農薬を可能な限り削減し、家畜ふん尿をバイオマス発電に活用するなど、環境に優しいクリーンな農業の実現に向けて取り組んでいます。北海道農業に大きな可能性があるのは、消費者や農家の方々が支えてくださっているおかげです。



小野寺 俊幸 会長(右)  
宮元 仁 会長(左)

**宮元** 若手農業者が活躍されているとのことですが、現在、農家の方々は、後継者や事業承継など、さまざまな問題を抱えていらっしゃると思います。また、新規就農者が苦勞されている点について、J A としてはどのような取組をご検討されているのでしょうか。

## 【農家の後継者問題や新規就農者への支援】

**小野寺** 先ほど、北海道は65歳以上の農業者数の割合が、都府県と比較して少ないと申し上げましたが、その割合は年々上昇しております。高齢化の進展に歯止めはかけられない状況であります。このため、各地域では、さまざまな担い手対策に取り組んでいます。例えば、新規就農者への新規投資にかかる経費の助成、事業継承を円滑に進めるための、第三者継承の仕組みの構築、酪農技術の習得に向けた研修牧場の創設など工夫を凝らしています。こうした先進的な取組を、それぞれの地域が横展開出来るよう情報発信を行うとともに、J A グループ北海道が一丸となって、担い手対策に取り組んでいくことが必要であると考えております。

また、農業に興味があるのですが、技術、お金、資材の面で心配という方もたくさんいらっしゃいます。まずは「農業に触れてみることから始めませんか？」をキャッチフレーズとして「パラレルノーカー」(※1)という造語を考えました。これは副業として農業をやることを意味するものであり、具体的なものとしては、航空会社J A Lと連携協定を締結し、J A L ふるさと応援隊(※2)による農作業支援を実施するなど、気軽に農業に参入してもらえよう取組を行っています。



**宮元** なるほど。それは素晴らしい試みですね。農業が身近になるということは、とても良いことだと思います。多様な働き方の推進、まずは期待しております。

さて、北海道の農作物について、輸出やブランド戦略など、これからどのように展開していこうと思っておりますか。

## 【北海道農作物の輸出やブランド戦略】

**小野寺** 北海道では、どこの地域においても特産品と言える農作物があります。「J A 帯広かわにし」の長いも、「J A 夕張市」のメロンなどが代表的なものです。これ以外にも、それぞれの産地が努力を重ねながら農産物のブランド化を図っています。ブランド化と合わせて、野菜や牛肉など、一部の品目ではすでに輸出されているものもあり、諸外国から安全・安心・高品質であるとの評価をいただいております。また、農産物の輸出は、国外に消費先を広げること、国内の農業生産基盤を維持していくという、戦略的な効果もあります。今後、より一層、北海道産農産物のブランド化や輸出を積極的に展開していく必要があると思います。

**宮元** 小野寺会長の「J A ところ」では、地理的表示G I の登録が認められたとお聞きしております。申請にあたっての経緯、ご苦勞された点などありましたらお聞かせください。

## 【「地理的表示(G I)保護制度」登録！】

**小野寺** 「J A ところ」は、昭和40年代の最盛期には、作付面積が100ヘクタールを超えるにのびる一大産地でありました。その後、外国産

※1…パラレルノーカー <https://ja-dosanko.jp/parallelnoker/>

※2…JALふるさとプロジェクト <https://japan.jal.co.jp/> <https://www.youtube.com/@JALfurusato>



にんにくの輸入増加などの影響もあり、生産は年々減少していききました。そんな中、独自の生産方法を導入したことで、品質・収量が安定し始め、さらにJ Aところのにんにくが製薬の原料として採用されてからは、作付面積が徐々に回復していきましました。平成28年には、生食用出荷を約30年振りに再開し、そのブランド名を「ところピンクにんにく」(※3)として命名、販売することになり、現在に至っております。さらに「ところピンクにんにく」は、令和4年3月に「地理的表示(G I)保護制度」へ登録することが出来ました。新型コロナウイルスの影響を受け、申請から登録まで2年半もかかってしまいましたが、G I登録によるブランド力の強化を軸としながら、農産物の輸出など、販売戦略を一層強化してまいりたいと思います。G I登録取得にしましては、行政書士の先生に大変お世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。

**宮元** 担い手の減少・高齢化への対応策の1つとしてA I・ドローン・ロボット技術などを活用したスマート農業への期待についての展望をお聞かせください。

## 【スマート農業の推進】

**小野寺** 農業現場における労働力不足に対して、最先端の技術を活用した

スマート農業の推進は、問題解決の手法として非常に重要だと考えております。すでに各地で導入されているGPSを搭載したトラクターでは、パソコンやタブレットなどを使用し、高い精度での農作業が可能となることから、若手農業者や女性農業者にとってメリットがあります。最近では、農学部よりも工学部出身の若手新規就農者も増え始め、時代の流れを感じます。また、ドローンに関しましては、農薬散布の他に、自然災害発生時における被害状況の把握にも活用されています。映像をリアルに撮ることが出来る強みがあり、今後も、大学などの研究機関と連携しながら、普及に努めてまいりたいと思っております。新農業(スマート農業)にますます不可欠となるドローンの飛行許可申請には、これからも行政書士の先生のお力をお借りしたいと思っております。



**宮元** 農業機械の特殊車両通行許可(※4)について、令和4年10月に研修が実施されました。その経緯と、今後J Aグループ北海道と北海道行政書士会で協力し合えることは何か、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

## 【特殊車両通行許可制度】

**小野寺** 北海道では、高齢化に伴う農家数の減少から、一戸当たりの耕作面積は年々増加している現状にあり、トラクターなど農業機械の大型化は、必然的な流れとなっています。こうした中、大型トラクターが国道・道道・市町村道を通行する際、国土交通省に対して特殊車両の

※3…ところピンクにんにく <https://www.ja-tokoro.or.jp/pink-garlic/>

※4…農耕トラクタを公道走行させるみなさまへ [https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/agricultural\\_tractor/agricultural\\_tractor.html](https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/agricultural_tractor/agricultural_tractor.html)



北海道行政書士会の宮元会長をはじめとする関係者の皆様には、深く感謝申し上げます。特殊車両の通行許可申請は相当複雑で、交通法規の遵守が厳しく求められておりますが、将来的には、生産者個々の意志によって、通行許可申請が当たり前に行われる流れとなるよう、JAと申請業務のプロである行政書士が、ともに連携しながら生産者のニーズに応じていければと考えております。今後ともよろしく願っています。

**宮元** こちらこそ、どうぞよろしく願っています。

最後になりますが、最近台風や大雨などの自然災害が多くなっているように感じます。災害や、温暖化の気候変動に対する、農業生産基盤の整備についてお聞かせください。

通行許可申請をすることが必要となりますが、その手続きが非常に複雑なものとなっております。こうした情勢を踏まえ、令和4年5月、北海道行政書士会に対して、特殊車両通行許可制度の、円滑な対応に係る協力要請を行った結果、まずは制度の内容を会員に知ってもらおうということになり、同年10月に、本制度の研修会を実施することになった次第です。迅速かつ的確な対応をしていただいた、



## 【農業生産基盤の整備】

**小野寺** 近年、気候変動によって、局地的に降水量が増加しているところがあり、農作物の減少だけではなく、農地の崩落や表土の流亡といった被害が発生しています。また、従来被害の無かった地区で降雹（ひょう）や大雪、干ばつといった自然災害も発生しており、特にここ5年〜10年の間、災害が多くなってきていますので、その対策が急務と考えます。農業生産基盤の整備で、最も重要なのが排水対策であり、農地の大区画化、暗きょ排水の整備、排水路や排水機場など、農業水利施設の整備増強が必要になります。また、スマート農業を進める上でも、このような農業生産基盤の強化は必要不可欠なものであります。農家個々での実施には限界があるのが現実です。今後は、国家的なプロジェクトとして、国に対しても積極的に要請していきたいと思っています。

**宮元** ありがとうございます。ありがとうございました。これからもお互いに協力し合いながら、北海道農業の発展に努めてまいりたいと思います。貴重なお話を伺いすることが出来、心より感謝申し上げます。



日時 令和4年12月21日(水)(11時〜12時)

場所 JA北海道中央会 札幌市中央区北4条西1丁目北農ビル10階

## 申請書の提出先

出発地から目的地まで一つの道路管理者の道路のみを通行するときには、その管理者の窓口へ提出します。申請経路が複数の道路管理者にまたがるときには、いずれかの管理者の窓口へ申請します。

## 手数料

申請経路が複数の道路管理者にまたがるときは、原則として申請書が受け付けられた時点で手数料が必要となりますが、道路管理者が同一の道路のみを通行する申請の場合には手数料はかかりません。申請経路が複数の道路管理者にまたがるときの手数料は、申請車両の台数それぞれ1経路ごとに200円となります。

## 許可証の交付

通行が許可されたときには、道路管理者から通行条件とともに許可証が交付され、通行時には必ず当該車両に備え付ける必要があります。なお、通行許可の期間は最大2年間となります。

## 通行条件

審査を受けた結果、道路管理者がやむを得ないと認めるときには、通行に必要な条件を付すことがあります。これを通行条件といい、通行条件には、徐行すること、他の車両との距離を確保すること、誘導者を配置し通行することなどがあります。

## 特殊車両通行許可申請と行政書士

北海道行政書士会では、農耕トラクタ等の特殊車両通行許可申請についての研修会を行い、当該申請に対応可能な会員の名簿を北海道農業協同組合中央会様に提出しております。申請にお困りの際や、わからないことがあった場合などには、名簿記載の行政書士にご相談ください。

(三戸 貴幸)

## 農耕用トラクタの特車研修を受講して

2022年10月13日(木)・14日(金)の2日間、札幌駅前の北農ビル19階にて、農耕用のトラクタを公道で走らせる際に必要となる、特殊車両通行許可申請についての研修会が開催されました。性質的に札幌市以外での地方都市での需要が多く存在すると思われ、今回はZOOMで道内各支部とつないでの開催となりました。またこの研修の修了後、希望者は北海道農業協同組合中央会(以下、「JA中央会」)へ提出する、申請業務の対応可能者として名簿に登録されるということです。

私自身は通常の特車申請の経験は多少あるものの、農耕用トラクタの申請というものが一体どんなものとなるのか、当初全くイメージが湧きませんでした。そのような状況となるのを見計らってか、研修の一日目では一般社団法人北海道農業機械工業会の竹中秀行氏より、通常農家さんでよく使用される車両をピックアップしていただいた上で、その役割・形状の特徴など、具体的に解説いただくパートがありました。確かにこういった内容は、直接申請データに打ち込む内容ではないものもありますが、農家さんへのヒアリングの際に前提となる知識であると思います。

その後、後半では業務に精通している行政書士の講師より特車申請オンラインシステムの基本的な部分から解説をいただきました。特車に関する研修は以前にも受講したことがありますが、画面イメージを一つ一つ資料で追いながら説明いただけたところが特徴的であると思います。特車申請は、通常のものであっても今回の農耕用トラクタであっても、オンラインでの申請がメインとなると思いますので、実際に事務所へ戻って申請準備をする段階になっても、資料を横に置きながら再現することが可能になると思います。また一緒に資料を追っていくことで、研修中にまだ申請した経験のない受講者が置いてきぼりになることも防ぐことができたのではないのでしょうか。

時間の関係上、あくまで基本編の内容であったかとは思いますが、経験豊富な先生のお話から、学びがいくつもありました。ぜひ今後の業務に活かしていきたいと思います。

(坂之井 直紀)

# 特殊車両通行許可制度について

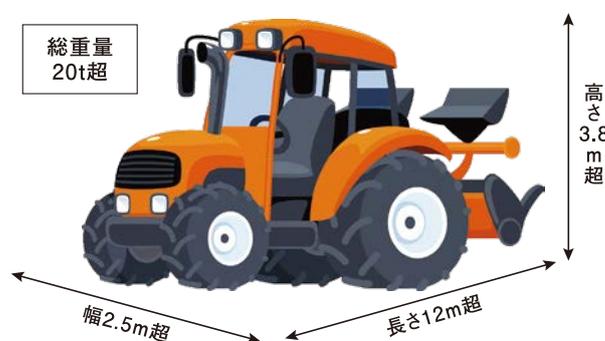
## 農耕トラクタを公道走行させる皆様へ

私たちが日常的に使用している道路は、一定の寸法や重量の車両が通行することを想定して作られています。この寸法や重量の最高限度を「一般的制限値」といい、この一般的制限値を1つでも超える場合には、道路構造の保全と交通の危険防止を理由として、道路法では原則通行が禁止されています。



しかしながら、農耕トラクタのようにの構造が特殊な車両は、道路管理者が認めた場合、通行することができます。この一般的制限値は、幅2.5m、長さ12.0m、高さ3.8m、総重量20tとなっており、他の車両をけん引している場合には、けん引されている車両を含みます。道路法のほかに、道路交通法、道路運送車両法においても車両諸元の制限があり、それぞれの方の目的に応じて、車両の幅、長さ、重量等について規定が設けられています。

		一般的制限値(最高限度)
寸法	幅	2.5m
	長さ	12.0m
	高さ	3.8m(高さ指定道路は4.1m)
	最小回転半径	12.0m
重量	総重量	20.0t(高速自動車国道および重さ指定道路は25.0t)
	軸重	10.0t
	隣接軸重	18.0t:隣り合う車軸の軸距が1.8m未満
		19.0t:隣り合う車軸の軸距が1.3m以上かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下
		20.0t:隣り合う車軸の軸距が1.8m以上
輪荷重	5.0t	



## 申請方法 申請には3つの方法があります。

**1** 紙申請書類に必要な事項を記入して、申請窓口へ提出する手書き申請。

**2** 申請経路に国が管理する道路が含まれる場合に、インターネットに接続されたパソコンを利用して、事務所や自宅等で申請書を作成、申請できるオンライン申請。

**3** オフライン用プログラムを利用して、申請書の作成や電子媒体への記録を行い、出力された申請書類と申請情報を記録した電子媒体を申請窓口へ提出するオフライン申請。

## 申請に必要な書類

特殊車両通行許可申請には、「特殊車両通行許可申請書」に加えて、「車両の諸元に関する説明書」「通行経路表」「通行経路図」「自動車検査証の写し」その他必要に応じて、「車両内訳書」や道路管理者が必要とする書類を添付しなければなりません。農耕トラクタについては、手続きの簡素化により、「自動車検査証の写し」に代えて、「車両諸元の記載があるカタログ」、「小型特殊自動車標識交付証明書」等の書類で申請が可能となっており、また、「通行経路表」及び「通行経路図」についても、詳細な通行ルートの指定に代えて、簡略化した経路図での申請が可能となっています。

特殊車両通行許可申請書	
添付書類	車両の諸元に関する説明書
	通行経路表
	通行経路図
	自動車検査証の写し
	車両内訳書
道路監視者が必要とする書類	





麦稈庫と農家住宅



八千代牧場

# 農地法について

十勝支部 医王田 勝美

## 【十勝農業について】

十勝総合振興局管内は、帯広市を中心に1市16町2村の市町村があります。十勝農業は、2021年十勝管内23JA「農業協同組合（※木野・帯広大正・忠類村含む）」の農畜産物の取扱高（概算）が3735億円。内訳は、畑作部門は、1484億円で前年比13%増。畜産部門は、2251億円で前年比5%増。それぞれの部門が過去最高額を更新しました。天候不順の中でも十勝の長年の基盤整備、土づくり、農家の技術もあつて全体的に堅調な作柄を維持し、「農業王国・十勝」の存在を見えています。

一方、「農業王国・十勝」でも農家戸数の減少・後継者・労働力不足等の諸問題を抱えておりさらにTPPをはじめとした大型貿易協定の発効や新型コロナウイルス感染拡大が今後農業にどのような影響を与えていくのか、先行きは非常に不透明な状況にあります。

## 【行政書士と農業】

昨今、農業委員会法の改正により、「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」とこととされ、この利害関係を有しない者、通称『中立委員』として行政書士の十勝支部会員が任命された地域があります。これからも我々行政書士が各農業委員会の『中立委員』として任用されるように努力しなければなりません。行政書士は、農業者と農業委員会等の橋渡しの存在としての使命があります。農業者と行政書士の関りについて、より具体的なこととして農地関連の手続きがあります。

農地は、宅地などの一般の土地と異なり、それ自体が生産力を持つており、農業を行う上で最も基本的な生産基盤です。このため、農地を売ったり買ったり、貸したり借りたりする場合は、農地を耕作以外の目的に利用する場合は、特別な場合を除き、「農地法」に基づく農業委員会の許可や、



川西長寺畑



大型農業機械



「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」という）の除外手続きが必要になります。具体的な例として、畜産を中心に農業経営をしている農業者にとって「家畜の糞尿処理」については、大変大きな悩みの種になっています。この問題を早期に解決しなければ、経営規模拡大ができないということに繋がります。町や農業協同組合が中心になりその問題の解決に対処する施設を作る場合と、農業者が農業法人を設立して対処するという二つの傾向が見られます。

家畜糞尿から発生する発酵ガスを活用して発電を行い、その電力を農業施設で消費し、余りを電力会社に売電し、糞尿を処理する際に出る消化液を液肥として活用する『バイオガスプラント』の建設があります。十勝では、合計すると約50基近いプラントができています。その際、私たち行政書士は、バイオガスプラント建設のために農業法人、測量関係者、プラント製作会社、建設施工業者、金融機関、農業委員会、農業振興課等との協議を重ね農地転用許可申請を提出します。農業委員会の許可が出るとその3ヶ月後に事業進捗報告書を農業委員会に提出。完成した時には、事業完成報告書を作成してこの依頼事項が終了となります。

農地転用許可申請は、現在の農地に農業後継者の住宅やその他（農業用施設・牛舎・格納庫・バンカーサイロ・堆肥舎等）の建設についても農振法の除外申請と並行して協議が進められます。農振除外申請とは、農用地区域（青地）から非農用地区域（白地）へ変更するための手続きで、約5つの要件をクリアしなければならず、「転用事由の詳細」の文書が必要となります。何故、農地を農地以外のものにする必要があるのかの理由付けです。各要件を吟味しながらひとつひとつ要件をクリアできる内容の文書を作成するのが醍醐味です。農業者が日頃の農作業をしながらこの文書を作成するのは大変な労力と時間が必要になります。行政書士の仕事は、農業者の代わりに農業委員会の担当者や農振除外申請の担当者と数度となく協議をして、この「転用事由の詳細」を作成します。また、北海道の一年間の気候から考えると、農業施設や農業後継者住宅等の建設についての許可申請は、雪解けが終わわり、地盤が安定する6月頃に許可が下り、それらの建設作業がスタートできるよう申請における配慮が必要になります。真冬には、建設作業ができないという制約があることも忘れてはいけません。

許可申請を出すには、だれが？どこに？何を建てたいのか？資金の裏付けはあるのか？など、事前に農業委員会と農振除外担当部署に相談することが必要です。ここで申請者も知らないことに遭遇することがあります。それは、申請者の祖父の代などに農地転用許可申請を失念し、





収穫後の飼料畑



製品置き場

建設された倉庫や住宅があることが判明する場合があります。その場合、農地転用許可申請  
手続は一時ストップし、その処理を優先し、各担当者と協議します。

農振除外についても、公示する順番が既にあり、その公示期間及び異議申立ての期間が終了  
するまで公示を待たなければならぬ場合があります。もつと大変なのは、その地域の農振  
地域の整備計画見直し期間があり、その期間が一年わたることもあり、その間は、農振除外の  
申請の受付は凍結されます。日頃から各市町村の農業委員会等のホームページで確認をして  
おくことが大切です。

一方、農地に関する手続のみならず公道での農耕トラクタやトレーラー等の農作業機械の  
装着及びけん引をする場合、特殊車両としての通行許可が必要になります。道路は一定の構造  
基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、  
道路を通行する車両の寸法や重量の最高限度である「一般的制限値」を定めています。寸法や  
重量の一般的制限値を1つでも超える場合には、農耕トラクタについても通行許可が必要です。  
(国交省)特殊車両通行許可申請について、今年10月に農業団体からの要請もあり研修会等が  
実施されました。

昨今、農地の貸借についてこのような事例がありました。農業者が、昔から手続させずに、親戚や  
知人などに農地を貸して(借りて)いる場合があります。このような手続をしていない農地は、  
トラブルになる可能性があります。民法第163条の規定により20年以上にわたって農地の貸し  
借りが行われ、当事者間でトラブルになった場合、所有権以外の財産権の時効取得の訴えがあれば、  
賃借権が借り手に取得される場合があります。また、農地を返してもらった場合には、借り手の  
同意が必要であり、離作料等を請求される場合があります。このような場合の手続に関しては、  
農地関連業務専門の行政書士にご相談ください。また、無断で農地転用をする行為や事業計画  
どおりに転用していない場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等を命令  
される場合があります。農地法第64条、第67条の罰則の適用があります。

最後になりますが、行政書士と農業については、前述以外にも様々な手続等※があります。  
お近くの各支部の行政書士にご相談ください。

※農地適格法人設立・事業計画・創業支援・農業経営の承継・6次産業化支援・農の雇用事業  
支援・各種補助金申請・会計記帳・農地法3条4条5条各許可申請等。



パンカーサイロ



種芋保管施設

# 森林の土地と農地の相続について

## 森林の土地の相続

### ■ 概要

森林の土地の相続については、遺産分割協議等、通常の相続と基本的な手続きは同じです。但し、平成23年4月の森林法改正により、森林の土地を相続した場合、所有者となった日から90日以内に、市区町村への届出が必要です。

### ■ 関連条文

〈森林法第10条の7の2第1項〉

『地域森林計画の対象となつている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。』

〈森林法施行規則第7条第1項〉

『法第十条の七の二第一項本文の規定による届出は、地域森林計画の対象となつている民有林について新たに当該森林の土地の所有者となつた日から九十日以内に届出書を市町村の長に提出してしなければならない。』

### ■ 届出書

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所及び面積、土地の用途等を記載します。

### ■ 添付資料

当該土地の位置を示す地図、当該土地の登記事項証明書等を添付します。

## 農地の相続

### ■ 概要

農地の相続についても、遺産分割協議等、通常の相続と基本的な手続きは同じです。

但し、平成21年12月15日に施行された「改正農地法」により、相続により新たに農地を取得した場合は、農業委員会への届出が必要です。

### ■ 関連条文

〈農地法第3条の3〉

『農地又は採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得した者は、同項の許可を受けてこれらの権利を取得した場合、同項各号(第十二号及び第十六号を除く。)のいずれかに該当する場合その他農林水産省令で定める場合を除き、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。』

### ■ 届出書

届出書には、権利を取得した者の氏名、住所、当該農地の所在等を記載します。

(高橋 花)

# 農業分野業務と行政書士！

札幌支部 江谷 清和

最近、ある農地所有適格法人（旧農業生産法人）が、Z世代100人を対象に農業に対する意識調査を行いました。その調査内容を読むと「農業に関心がない」と回答した人は48%で、農業に対する世間のイメージとほぼ同じ回答率であり、相変わらず農業は3K（きつい・汚い・危険）で「儲からない仕事」という印象が根強く残っていることを再認識しました。そのような評価を受けている農業に新しい人材や農業に変革をもたらす時期にきている事を感じ、行政手続きの支援の他に国際標準規格の導入等も力説してきました。農業イコール「3Kの仕事」を払拭することは依然として必須である事に自信を深めることができました。

最近、北海道内のローカル番組では、農業従事者が「かつこよく・オシャレで・楽しく」仕事をし、子供たちがお手伝いするシーンとともに構成され好感をもつ番組になっています。この番組の影響もあり、子供たちには農業という職業に興味を持ってもらえる環境が整ってきたと感じています。開業当初、先輩行政書士から、「農業分野は業務の裾野が広いから取り組んでみては？」「行政手続きの基本が沢山ある！」「手応えのある領域がある！」と助言を頂きましたが当時はまったく農業にご縁がなく、身寄りもなく農業経験者がいない未知の領域でした。先輩は「むしる雑音がなく、かえって未経験の方がいい！」というアドバイスを頂き、取り組む事となります。



最初に先輩からご紹介頂いた農業分野業務は、札幌近郊の個人営農事業者Sさんで「農地法」に基づく農地転用事業業務（農転業務）でした。Sさんは、

私と同年齢の方で気さくで快活な方という印象を受けました。日焼けした笑顔が今でも忘れる事ができません。二回目に面談した折、開口一番「農地法に関して勉強し直した方がいいかもね！」という辛口な助言がありました。多分初回面談時の会話の中から不安になったのかも知れません。そこで私は「農地法」についての法の建付けから、次のようにまとめてみました。この法律が国内の農業生産の基盤である農地を現在から将来に渡って、我が国の国民のために限られた資源である農地を守る法律である事、農地が地域における貴重な資源である事、耕作者自らが農地を所有し営農を支援する法律である事、農地を農地以外の目的で使用することを規制する法律である事、農地についての権利の取得を促進し農地の利活用を調整する法律である事、農地は農業を営む上で耕作者の地位の安定を高め国内の農業生産の増大を図る事を目的とする事等、農地法という特別法の立法過程を考える良いきっかけにもなりました。この法律は何度も繰り返し読み明かしたものです。

話は戻りますが、当時近隣の農家さんの多くはパソコンなど全く無縁の営農スタイルでしたが、Sさんはいち早く情報



技術を基盤とするIT農業に取り組み成果をあげる時でした。私自身も事務所経営の中核として情報技術の取り込みや電子申請への整備の最中でしたので、非常にタイムリーな意見交換を頂ける機会を得る事となります。やがて何度か訪問することで気が通じ合い、次に依頼頂いた業務は、「農業生産法人設立」でした。私が最初に経験した生産法人設立事案でこの業務を契機として劇的に農業へ「のめり込む」事となります。農閑期にはススキノで飲食を重ね、新しい農業について熱く語る機会が増えてきました。その話の中でしばしば知的財産権が話題になりました。なんと、Sさんは営農用ビニールハウスの水管理ソフトや温度管理ソフトのプログラムを自作されていることを知り、プログラム著作権登録をお勧めしてみました。お勧めの理由はソフトウェアのプログラム登録により第三者への対抗要件になることから創作したプログラムの創作権利者を保護することを話し、登録申請をすぐに実行する事となりました。行政書士としてのお手伝いは拡大していきます。この知的財産権に対する手当は農業ビジネスにおける攻防一体の効果を生み、営農に付随する収益構造も生むことを再認識頂きました。その後、偶然に発生した突然変異種のメロンの新品種登録へと進展していくことになります。

我々行政書士の業務として古くから係わりのある、農地法に基づく許可申請や届出業務を入口として、さらに付加価値の高い産品を出荷できるシステム構築支援業務を通じて高い利益構造への農業を目指すお手伝いができることになりました。食料自給率の低い我が国において、北海道は280%の自給率を誇る地域特性を活かし、安全・安心で品質向上を図る農産物



生産のためのGAP(農業生産工程管理)の導入支援という業務領域へ進展する様になりました。  
 昨今、農業は成長産業・輸出産業となつて来た!という評価が出てくるようになってとても嬉しく感じてます。しかしながら、農林水産省(令和3年7月15日現在)発表の我が国における耕作面積は70年余りで30%減少の434.9万haであり、荒廃農地は30万haも実在する事を発表しました。この農地の減少を危惧し、微力ではありますが農業を中心とした行政書士業務に取り組み、農業に貢献できるよう研鑽する所存でございます。

# 今、スマート農業がアツい！

札幌支部 中島 北斗



## 〈農業の課題〉

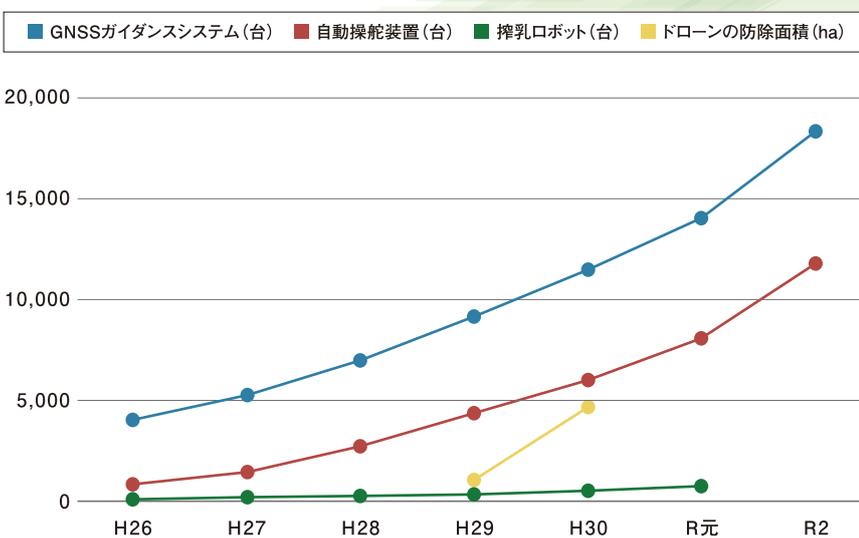
豊かな自然と広大な土地を活かした日本最大の食料供給地域、北海道。そこでの農業は今、担い手の減少、農家の高齢化、労働力不足など、様々な課題に直面しています。農家戸数、新規就農者数の減少が、一戸あたりの耕地面積の拡大に繋がり、一人あたりの労働負担が増加しているのが現状です。

## 〈労働力不足の解決策〉

この労働力不足の解決策として、今、注目されているのが、スマート農業です。ロボットを利用した効率化、センシング技術を用いた品質の安定化は、労働負担を軽減するなど、様々な効果が期待できます。

## 〈スマート農業の導入状況〉

左図は、北海道農政部「北海道スマート農業推進方針 本道のスマート農業技術の導入状況（累計）」から作成したグラフで、導入数は年々増えていることがわかります。



出典：北海道スマート農業推進方針 本道のスマート農業技術の導入状況（累計）から作成



出典: YOUTUBEスマート農業できるんだ GNSSガイダンス付き自動操舵システム編より

## 〈GNSSガイダンス付き自動操舵システム〉

GNSSとは、人工衛星を利用した全世界測位システムのことです。進む位置や距離を把握できるこのシステムを利用することで、設定したルートを正確に走行できます。初心者でも熟練者のような走行が可能になりました。また、モニターで作業軌跡を確認できるため、耕起整地作業の重複を防ぐことができます。ムダな操縦を減らすことは、燃料の節約にも繋がり、温室効果ガスの排出量を抑えることとなります。



出典: YOUTUBEスマート農業できるんだ ハウスの環境制御編より

## 〈ハウスの環境制御〉

ハウス内の温度や湿度データから、窓の開閉を自動で行うことができます。24棟のハウスを管理しているJA 苫前町メロン部会長(当時)清水朋也さんによりますと、一回の開閉作業に30分を要していましたが、導入後の作業時間はゼロになったといいます。機械に環境制御を任せると、作業負担が軽減したことはもちろん、品質も良くなったということです。

## 〈ドローンの活用〉

ドローンは小回りが利き自動飛行もできるため、従来の農薬散布方法と比較して効率的な作業が可能となります。また、散布の準備時間や作業人数も大幅にカットできるため、気軽に散布できるのもメリットです。ノースジャパン苫前組合長大川高二さんによりますと、「もし畑に病気が付いた場合に、すぐに作業を行えるのがドローンの良いところ。」ということです。



出典: YOUTUBEスマート農業できるんだ 農薬散布用ドローン編より

## 〈スマート農業の課題〉

スマート農業をより普及させるために、行政書士はどのように役に立てるのでしょうか。  
北海道におけるスマート農業の現状と課題について、北海道農政部生産振興局技術普及課調整係 前野宏之さんに伺いました。

### 【スマート農業普及の課題】

成果や開発状況の発信

技術マネジメント人材の育成

導入コストの低減

実証成果の蓄積

スマート農業に適した  
基盤の整備

通信環境の整備



北海道農政部生産振興局技術普及課調整係 前野宏之さん

農業関係者からは、労働負担の大きい「収穫用ロボット」を望む声が多いけれど、まだ研究段階であり、課題は多いということです。

また自動操縦について、一面の農地であれば、技術的に無人でも問題なく作業ができます。しかし、無人の場合、公道をまたぐ際は道路使用許可が必要となるため、実務上、完全無人での運用はまだできません。今後の技術、法整備に期待しますとのことでした。

## 〈スマート農業と行政書士〉

このような課題がある中で、行政書士はどのようにスマート農業に関わっていただけるでしょうか。

## 〈補助金申請〉

低コストなスマート農業の導入をサポートするため、「スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金」などがあります。スマート農業には左表のようにコストが掛かるため、それを補助することにより、導入の促進を図るものです。

行政書士として、申請書類の作成サポートを行うことで、制度活用を促すことができます。

品名	導入コスト(円)
RTK基地局	150万～360万
GNSSガイダンスシステム	200万～300万
直進キープ機能付き田植機	360万
搾乳ロボット	2,500万～4,500万
自動給餌器	200万～1,500万
エサ寄せロボット	190万～300万

出典：北海道スマート農業推進方針 スマート農業技術等の導入に要する参考価格の表より作成

## 〈ドローンの許可申請〉

スマート農業を実施するうえで、法律がネックとなる場合があります。

例えば、ドローンによる農薬散布を行う場合、航空法上の「危険物輸送の承認」「物件投下の承認」が必要となります。また、日の出前の飛行を行う場合は「夜間飛行の承認」も必要です。日々の農作業で忙しい農家にとって、煩雑な手続きやルール確認は避けたいところです。

行政書士として、このような許可申請や法的アドバイスを行うことも、スマート農業の普及に間接的に繋がるのではないかと思います。

**航空法により  
禁止される飛行方法**



夜間飛行



目視外飛行



30m接近飛行



イベント飛行



危険物輸送



物件投下

## 〈オンライン申請が原則〉

行政手続きの電子化の流れを受け、ドローンの許可申請は原則、オンラインで行います。農業事業者の高齢化により、PCに慣れていない方も多いため、そういった面でのサポートも必要になります。



(1) 特別な危険物でない構造であること（構造上、必要なものを除く）。  
 是  否  
 「否」の場合は、下記に対処策を記載してください。

(2) 無人航空機の位置及び向きが正確に認識できる灯火又は表示等を有していること。  
 是  否  
 「否」の場合は、下記に対処策を記載してください。

(3) 無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。  
 是  否  
 「否」の場合は、下記に対処策を記載してください。

5. 遠隔操作の機体について下記の基準に適合していますか。  
 (1) 特別な操縦技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。  
 是  否  該当せず  
 「否」の場合は、下記に対処策を記載してください。

出典：ドローン情報基盤システムDIPSより ([https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_ua\\_dips.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_ua_dips.html))

## 〈北海道スマート農業推進協議体〉

北海道スマート農業推進協議体は、北海道におけるスマート農業の推進を共通の目的とする関係者が集う、道のホームページ上に設置されたバーチャルな協議体です。

参加者になると、スマート農業に関する最新情報や研修案内などをキャッチできます。協議体への参加は、法人、団体、個人を問わず、誰でも無料です。申込みは、北海道庁のHPから行うことができます。



北海道庁「スマート農業の推進」  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/gjf/smart.html>

# 自然を相手にする農家の方々を支援

寒冷地である北海道の農業において、安定した作物の生産が長年の課題。この大きな課題を克服すべく、農家とともに歩み、農家の方々の声を聴き、常に改良を重ねてきたビニールパイプハウスの加工及び販売業を営む、越浦パイプ株式会社代表取締役 越浦 政俊社長にお話を伺いました。



越浦パイプ株式会社 代表取締役  
越浦 政俊 氏

越浦パイプ株式会社は、平成元年11月に有限会社越浦パイプ工業として札幌市白石区に設立し、農業用ビニールパイプハウス加工を始めました。当時の農業資材は、鉄、ビニールではなく竹や油脂フィルムなどで、十分に手に入らない、限られた材料を用いての試行錯誤する日々。太陽、土、作物という自然相手の農家とともに、北海道の農業を良くするため、最初は本当に苦勞の連続でしたと越浦社長。

農業用ビニールパイプハウスのメリットとは、各農作物に適した日照時間や温度等の管理は

もちろんのこと、悪天候や鳥獣被害から守る役割があり、露地栽培と比べて安定した収穫が出来ることです。透明、白などビニールの色によっても温度差が出るため、栽培時期を調整し、作物が品薄の時期に、高値で出荷することも可能となります。

改良を重ねたビニールパイプハウスは、気候条件や農作物の種類等により進化してきました。農家の方々と一緒に作り上げてきた、北海道仕様のハウスをご紹介します。

## ■ 農作物栽培用ハウス

こちらは耐久性に優れ低コストで、メッキ丸パイプを使用し、様々な作物栽培に適しています。

エアハウス+暖房器で冬通し育苗のほか、二重ハウスによる高い保湿効果、イチゴ等用高設栽培も可能です。  
(施工事例／トマト育苗・キュウリ栽培)



オリジナル接続金具



耐雪型で間口が広いAKハウス



トラクター格納庫ハウス(千歳市)



野菜貯蔵用ハウス(長沼町)

## ■ AKハウス(越浦パイプ株式会社オリジナル)

メッキ角パイプを使用した、耐雪型の間口が広い大型ハウスで、作物栽培はもちろん、農機具格納庫としても利用出来ます。(特注で裾角波仕様にすることも可能です。)側面に軒先を出すことにより、側面換気時の開放による雨水侵入や雨垂汚れを防ぎ、雪もハウス側面から離れて落ちるため、除雪作業の負担を軽減します。

(施工事例／大開口部の牛舎ハウス・トラクター格納庫ハウス・野菜貯蔵用ハウス)

## ■ 多目的ハウス

季節や天候の影響を受けずに、屋外のスペースを利用出来ます。野球練習場やパークゴルフ用（フルシーズン可）、昨今問題となっている、家畜排泄物の処理用まで幅広く活用。また、洞爺湖温泉イルミネーション・シヨントンネル（アーチ型）など新しい形へ展開しました。



イルミネーションハウス

## ■ トライアングルハウス（新構造採用）

越浦パイプ株式会社独自で開発した「新2重構造」（特許取得済）と同じ管径でありながら、従来管より1.3〜1.5倍の強度がある「高強度管」を採用し、耐雪・耐風対策が大幅にアップしました。（施工事例／ビート・豆育苗）



耐久性に優れ低コストのトライアングルハウス

ガーデンフェスタ北海道2022（恵庭）にて、トライアングルハウスを建設。こちらでは園芸用品・資材・花・苗などの保管場所として利用しています。

平成11年11月、より幅を広げるため建設業許可を取得。行政書士との関わりがスタートしてから20年余り。建設業の許可を受けるためには、必要条件を満たしたうえで国土交通省または都道府県に対して申請する必要があります。資格取得後も様々な手続きを継続的に行わなくてはなりません。

### 【行政書士に依頼するメリットは】

- ◎ 書類作成・申請までの時間を短縮することが出来る
- ◎ 許可取得にかかる手間を削減することが出来る
- ◎ 許可取得後も諸々相談することが出来る

などがあげられます。

「行政書士は、自分が出来ないことを代わりにやってくれる。煩雑な申請書類作成をお願いし、許可を取得して本当に良かったです。」とおっしゃる越浦社長。これからも街の法律家として、一番身近な存在でありたいと思います。

越浦パイプ株式会社が設立してから35年。今では、北海道ほぼ全域にわたる、多くの農家の方々ニーズに迅速にこたえるため、営業所も開設し、拠点を増やしてきました。設立当時の信念そのまま、日々精進し、きめ細やかなサービスと信頼性の高い製品提供に努めています。

平成27年にはサハリン州ユジノサハリンスクに

ビニールハウス2棟を寄贈するなど、他国への技術提供も惜しみません。今までに6か国、世界進出も果たしましたが、基本は北海道。「これからも北海道の農業のため、農家の方々との信頼を積み重ね、選ばれる企業でありたい。自分たちでしか作り出せないという向上心を持ち続けたい。『北の大地でよりよい、農く環境づくりを目指して』をコンセプトに、さらにフィールドを広げていきたい。」そう語る、発想力豊かな越浦社長と進化するビニールパイプハウス。今後益々のご活躍を祈念したいと思います。

（橋本 奈津子）

### Company profile

#### 越浦パイプ株式会社

〈本社所在地〉

〒00700813 札幌市東区東苗穂13条2丁目5番12号

TEL(011)7922633

〈南幌営業所〉

〒0690216 空知郡南幌町南16線西22番地

TEL(011)3780855

〈旭川営業所〉

〒0798444 旭川市流通団地4条5丁目28番地2

TEL(0166)492200

〈道南営業所〉

〒0411133 亀田郡七飯町字中島1番19号

TEL(0138)858818

## 2 地域団体商標

このような地域ブランド保護の制度の一つとして、商標制度のなかに、「地域団体商標」という仕組みがあります。「地域名」と「商品などの普通名称や慣用商標」を単に組み合わせた商標は、その商品の産地を普通に用いられる方法で表示する標章(商標法3条1項3号)にあたるため、原則として商標登録は認められません。例えば地域名「北海道」プラス牛乳の名前「ミルク」の組み合わせで「北海道ミルク」というような場合は商標登録できないのです。しかし、このままでは地域ブランドの保護に欠けることから、2005年に地域団体商標の制度が作られました。

地域団体商標の制度は、地域名と普通名称などを単に組み合わせた文字商標について、その地域の農協や漁協、商工会などに限り(商標法7条の2第1項柱書)、特別に商標登録を認めています。

## 3 地理的表示(GI)

さらに、農林水産物の地域ブランドの保護については、地理的表示法による保護が図られています。

地理的表示の登録には、生産・加工業者が組織する団体(生産者団体)が、製品の名称や生産地の範囲、生産方法、特性などを記載した明細書や、品質管理業務の定めなどを農林水産大臣に提出することが必要です。その後、農林水産大臣による審査を経て登録がされます。

この手続きはもちろん生産者団体自らが行うことができますが、行政書士が代理人として申請することが認められています。

登録されている地理的表示については、農林水産省ホームページに「登録産品一覧」として公開されています。

地理的表示法により、生産地や品質の基準とともに登録された農林水産物について、登録された基準を満たす農林水産物以外にその地理的表示を使用することは禁止されます。これにより、一定以上の品質のものだけが市場に流通するようになり、登録された農林水産物は他のものとの差別化を図れるようになります。

地理的表示として登録された産品には、GIマークを付けることができます。また、登録された地理的表示の生産地や品質などの基準を満たさないものにその地理的表示やGIマークが付された場合、農林水産大臣からその地理的表示の除去などを命ずる措置命令が発せられ、措置命令に従わない場合には刑事罰の対象となります。この制度は、あくまで農林水産大臣による規制として存在しているため、地域ブランドの担い手は訴訟などの負担無しにブランドを守ることができるのです。

また相互保護が認められる海外においてもその国での個別の申請手続きなしに日本の地理的表示が保護され、また輸出業者は地理的表示(GI)産品についてEPA利用手続きが簡素化されるメリットもあります。

## 4 お酒と地理的表示

地理的表示法で地理的表示の登録の対象となるのは、農林水産物と、政令で指定されたそれらの加工品で、お酒(酒類)は地理的表示法による登録の対象とはされていません。

お酒については、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」(酒類業組合法)を受けて定められた地理的表示に関する表示基準により定められています。

この基準により、国税庁長官が酒類の地理的表示を指定し、その産地や生産基準を満たした酒類のみが地理的表示を表示することができます。

これまでに指定された地理的表示としては、「黒麹菌の米麴と沖縄県内で採水した水を使い、沖縄県内で発酵や蒸留、貯蔵、容器充填をした蒸留酒(泡盛)」の「琉球」、「山梨県産の特定の品種のブドウを原料とし定められた方法で製造された一定の基準を満たすワイン」の「山梨」、「米と米麴に国内産米を用いて国内で製造された清酒」の「日本酒」などがある他、「北海道で収穫されたブドウを100%使用すること」などの基準をクリアしたワインについての「北海道」があります。

また、外国産のお酒についても、フランスの蒸留酒「Cognac(コニャック)」や発泡性ワイン「Chapagne(シャンパン)」のように、相互保護に合意している地理的表示については国税庁長官が指定したものと同様の規制がされています。

(津幡 笑)

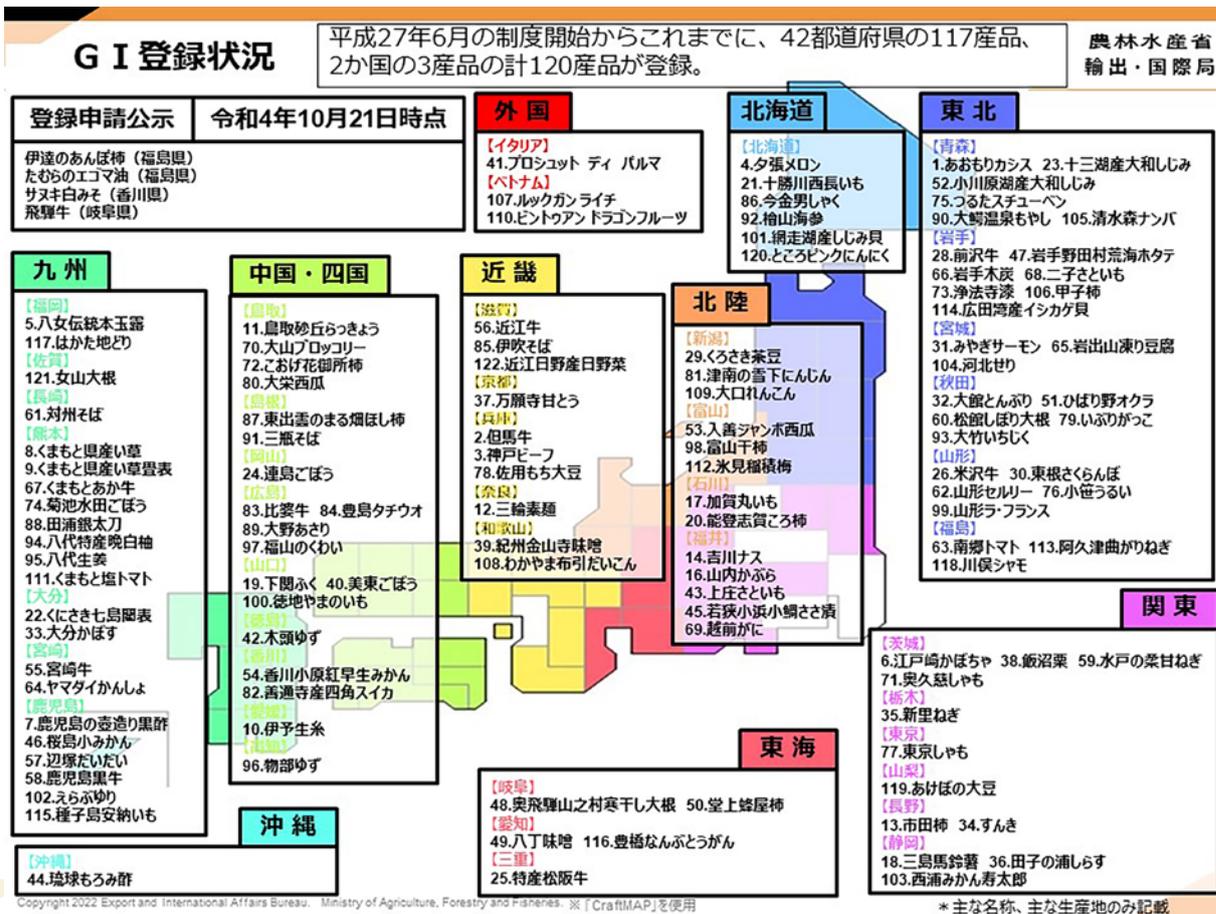
# 地域ブランド～地理的表示の保護～

## 1 地域ブランド保護の必要性

「地域ブランド」という言葉は、法的に定義があるわけではなく、世の中でいろいろな意味で使われています。地域の産品には、他の地域の同種の商品にはない優れた品質や特徴などから、全国的に高い評判を得ているものがあります。

たとえば、北海道夕張市で栽培されている「夕張メロン」は、糖度の高い赤肉の高級メロンとして全国的に知られており、毎年市場の初値がニュースになったりします。このように、その地域の気候風土、歴史などの特性により、優れた特徴や特色をもつ商品やサービスはたくさんあります。

そこで法は、そのような地域の商品・サービスの評判を高めるとともに、勝ち得た評判を維持するための制度を用意しています。



北海道で登録されている  
地理的表示は  
以下の通りです。

- 夕張メロン (登録番号 第4号)  
夕張市農業協同組合
- 十勝川西長いも (登録番号 第21号)  
十勝川西長いも運営協議会
- 今金男しゃく (登録番号 第86号)  
今金町農業協同組合
- 檜山海参 (登録番号 第92号)  
ひやま漁業協同組合
- 網走湖産しじみ貝 (登録番号 第101号)  
西網走漁業協同組合
- ところピンクにんにく (登録番号 第120号)  
常呂町農業協同組合

# 未来の農業は頼もしい!!

札幌市から約80km北へ進んだ所に位置する砂川市。スイートロードでも有名な砂川市で、4代目お米農家として今年10年目を迎える株式会社NAKAMICHI FARM代表取締役中道盛之さんに農業について、お話しを聞かせて頂きました。まず初めに、皆さんは農業といえほどのようなイメージを思い浮かべますか。

「若い方ほど、農業という職業に対し、ダサイ・地味・泥まみれ：などといったマイナスのイメージを浮かべる方が多いように感じます。」

株式会社NAKAMICHI FARM代表の中道さんも、同じく若い頃は、農業には全く興味がなく実家を継ぐことなど考えていなかったようで、地元の高校を卒業した後、農業とはかけ離れた音楽の道へ進み31歳まで東京で活動をしていたそうです。そんな中道代表が、農業を意識し、農業を受け継ごうと思うまでには3つのキッカケがあったようです。

## ▼3つのキッカケ その①【後継ぎ問題】

上にはお兄さん、下には妹さんがいる中道代表。兄弟それぞれ実家を離れ、中道代表が29歳の時に、ふと実家を継ぐ者がいないことに疑問を抱く。

## ▼3つのキッカケ その②【実家が無くなるという危機感】

曾祖父から受け継がれてきた農業。先代が築いてきた中道ファームの信頼価値が途絶えて良いのだろうかという思いと、実家（中道ファーム）が無くなるということの重みを感じ始める。



米粉のシフォンケーキ



あやひめ

## ▼3つのキッカケ その③【帰省で感じたこと】

お米をメインに作っている中道ファームですが、夏野菜にも力を入れており東京から帰省した際に、父が作っている野菜に感動!!心から美味しいと感じた瞬間。野菜で人を喜ばせることが出来る農業の凄さを知る。

そして、この感動こそが中道ファームを受け継ごうという決意に変化した出来事になったそうです。

元々、音楽活動をしていた中道代表。音楽を通して、お客様に感動を届けることが仕事であり、お客様から有難うと言ってもらえるような仕事をすることをモットーに活動してきましたが、これは、農業にも当てはまる事だと感じた時、農業を継ごうという気持ちに迷いはなくなっていたそうです。むしろ農業は、ごまかしのきかない作業で、日々の積み重ねが結果に繋がる究極的な仕事であり、ある意味面白いビジネスだと感じ、31歳の時に農業の道へ進んだそうです。

その後、砂川市に戻り就農する際、あえて実家ではなく砂川市内のキュウリ農家さんへ2年間の研修を終え、約3年ほど先代の父と農業を共にし、平成31年2月に株式会社NAKAMICHI FARMを設立。正式に4代目として中道ファームを任せられ、歴代の農業を継承しつつ新しい農業の可能性を模索した結果、令和4年4月に就労支援B型の施設を立ち上げることとなりました。また、法人設立前の



株式会社  
NAKAMICHI FARM  
代表取締役  
中道 盛之 氏



NAKAMICHI  
FARM

平成28年には、クラウドファンディングで資金を調達し、米粉唐揚げのキッチンカーで砂川市内の他、隣町の滝川市へ出店。今では、米粉のワッフル、米粉のシフォンケーキも販売中。なかでも、米粉のシフォンケーキは現在、輪厚・岩見沢・砂川のサービエリアでも販売する程の大人気商品となっています。

今年立ち上げた就労支援B型の施設は、もともと収穫時の繁忙期に就労支援A型の利用者さんがお手伝いに来てくれた事がきっかけになったそうです。株式会社NAKAMICHI FARMでは、農業の他、シフォンケーキ等のお菓子作りやお菓子を梱包するための作業、米粉唐揚げの調理部門など、様々な工程があるため、障がいのある方が興味のある部門(ご自身にあった部門)を選択し、社会復帰に繋がる支援の場を提供できることをテーマに、後継者不足といわれている農業に対しての新しい雇用に繋がる第一歩として立ち上げた事業のようです。ここから、新たに農業の未来を感じました。

そして、中道代表に今後の抱負をお聞きしたところ、「農業+食育」を発信していきたいとのことでした。食育とは、「食」に関する知識と「食」を選択する力の習得と言われております。それを踏まえて中道代表が考える「農業+食育」とは、子供たちを中心に、自分たちが食べる野菜やお米がどのように作られているのかを農業を実際に体験する機会を作り伝えていくこと。実際に田植えや収穫などといった体験をすることで「食」への関心が強まり、子供たちの野菜嫌いが克服するのではないかと期待しているようです。

更に、農業のイメージ3K(クサイ・キタナイ・キツイ)をカッコイイ・稼げる・感動に変えていくことだそうです。最終的



米粉唐揚げキッチンカー



中道代表



就労支援事業所

な目標は中道代表の原点である「笑顔を見ること」だそうです。お客さんの笑顔はもちろんのこと、働いてくれているスタッフの笑顔も大切に、この笑顔を増やすには何ができるのか...と、いうことを追求する事だそうです。スケールが大きい!!この目標は奥が深く、永遠に続きますよね、という会話で取材を終えました。

ドローンやGPS付の無人トラクターといったスマート農業とともに、株式会社NAKAMICHI FARMのような若手の農業経営者がいる日本の未来の農業は頼もしいと感じました。

(大谷 敦子)

【最後にプチ情報】

株式会社NAKAMICHI FARMでは、ななつぼし・ゆめぴりか・あやひめの3種類のお米を生産しています。この3種類のお米を選ぶポイントは以下の通り。

ななつぼしは、甘みが低くサラサラとした特徴があるため、炒飯や酢飯、お茶漬けに向いているそうです。

反対に、ゆめぴりか・あやひめは、モチモチ、しっとりした食感があり、おにぎりを筆頭に和食のおかずに適したお米のようです。

ちなみに、オールマイティ用に株式会社NAKAMICHI FARMでは、ななつぼしとあやひめのブレンド米も販売しているようです。是非!!食べ比べしてみてください!!

株式会社NAKAMICHI FARMのホームページ  
<https://poke-m.com/producers/16347>  
 または、砂川市のオアシス館で3種類の食べ比べセット販売中です。

Company profile

株式会社NAKAMICHI FARM

〒073-0148 砂川市西豊沼142番地

就労支援事業所 就労支援B型

〒073-0148 砂川市西豊沼329

# 学校法人 八紘学園 北海道農業専門学校

～農業のミライは、ここから始まる。～

札幌市営地下鉄東豊線、福住駅の近くに東京ドーム約14個分(約63ha)にもなる広大な農場を持つ専門学校があります。昭和5年に創立された、学校法人八紘学園北海道農業専門学校。農業後継者はもちろん、農業未経験でも基礎的な知識を2年間かけてゆつくりと確実に学んでいける農業の専門学校※です。

(※)八紘学園は、全学科が実践的で質の高い専門的教育を行っており、農業系としては道内で唯一、文部科学大臣「職業実践専門課程校」として認可されています。



**学びの数だけ、ミライを拓くタネができる。実践的なカリキュラム**

▼1年生：農業全般を幅広く体験！

班を組み、日替わりで各科(野菜・畜産・耕作機械・花き・果樹)を実習

▼2年生：2つのグループ(畜産グループ・園芸グループ)から、さらに希望する専攻科を1つ選んで集中的に学習  
八紘学園の卒業生は、一流の農業経営者や地域のリーダーとして、また全国各地の農業関連機関・団体や企業の担い手として活躍しています。

**人と人がつなぐ、農業のミライ。スマート農業にも対応できる人材を育成。**

▼ユームーション/日高畜産科

センサーで牛の行動をリアルタイムで把握。合理的な牧場運営に期待される新技術

▼無線通信技術で操作する電磁弁/野菜科

灌水や施肥をデータ化、自動制御で効率的な水管理を実現

▼自動操縦/耕作機械科

GPSを利用し、作業に応じたラインをトラクターが自動走行

▼農業用ドローン

効率的な農薬散布と画像解析による生育診断

**全寮制も魅力！ここでの出会いが、一生の財産。**

全国から集まった生徒たちは、八紘寮での共同生活を通して授業では得られない貴重な経験をしています。生きるチカラ、感じるチカラを農業から、そして寮生活からも学んでいます。ちなみに現在の生徒の約半数は道外の出身とのこと。



**オープン前から行列も！人気の農産物直売所**

学校の敷地内にある直売所では、学生が実習で生産した野菜や果物、花などを販売しています。枝豆やとうもろこし、果物のプルーンは行列が出来るほど人気があります。学生が飼育している牛から絞られた生乳の乳製品等も販売しています。



**学費が他の専門学校と比較して安いのも魅力**

入学時 91万円、2年進級時 81万円(ともに授業料・教材費・施設費・食費込み)と他の専門学校と比較して学費が安いのも魅力です。

～農業関係者・八紘学園関係者のみさまへ～  
農地転用許可申請、農業生産法人設立、特殊車両の通行許可申請など、農業関係の手続きでお困りの際は、お近くの行政書士にご相談ください。

(紺野 裕和)

## Information

### 八紘学園農産物直売所

学校法人八紘学園北海道農業専門学校内  
(交)通)地下鉄東豊線「福住駅」から徒歩10分  
(駐車場)無料駐車場完備  
(営業時間)定休日)ホームページ等でご確認ください

### 学校法人 八紘学園 北海道農業専門学校

〒0620052 札幌市豊平区月寒東2条14丁目1-34  
TEL 011-851-8236(代)

### 日高農場

〒0592122 沙流郡日高町緑町44-2  
TEL 01456-25280

# ギャップ GAPを知っていますか？

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京大会」という。)における  
食材の調達基準としてGAP認証等が採用され、  
東京大会への食材提供を目指し、GAPの取組を推進してきた結果、  
生産現場におけるGAPの認知度が向上し、全国でGAPの取組が広がりました。  
GAPの取組を通じたSDGsへの貢献があります。

## 【 G A P と は 】

GAP(Good Agricultural Practice:農業生産工程管理)とは、農産物(食品)の安全を確保し、より良い農業経営を実現するために、農業生産において、食品安全だけでなく、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことをいいます。  
GAPの取組を実施することで、生産管理の向上、効率性の向上、農業者や従業員の経営意識の向上に繋がる効果があり、農業の競争力強化にも繋がります。

## 【 具 体 的 な 取 組 】

STEP 1

農薬や肥料の保管や農機具の整理整頓の徹底、生産履歴の記帳。

STEP 2

農場内を点検し、見つけた課題や問題点について、自ら必要な対策を考えて実行し、その内容を記録・点検して継続的に改善。

## 【 G A P の 実 施 例 】

### ■ 食品安全

異物混入の防止、農薬の適正使用と保管

### ■ 環境保全

適切な施肥、土壌浸食の防止、廃棄物別の適正処理、利用

### ■ 労働安全

機械・設備の点検・整備、作業安全の保護具の着用

### ■ 農場経営管理

責任者の配置、教育訓練の実施、内部点検の実施

### ■ 人権保護

強制労働の禁止、労働力の適切な確保、労働条件の提示及び厳守

## 【 G A P 認 証 】

GAPの取組が正しく実施されていることを第三者機関の審査により、確認・証明してもらうことをGAP認証と  
いいます。認証を受けることにより、持続可能な農業生産を行っていることが客観的に証明されます。

**行政書士が皆さんと一緒にGAP認証に向けてサポートします！**

(小森 和幸)



## LE VENT ル・ヴァン

vol.3 2023年2月22日発行

発行人：宮元 仁

編集人：森武 一雄

発行所：北海道行政書士会

印刷所：株式会社新生

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1-6

北海道行政書士会館

TEL 代表(011)221-1221 FAX(011)281-4138

Copyright © 2023 北海道行政書士会 All Rights Reserved.